(別紙) 審査基準

	審査項目	審査内容	
1.	基本的事項		
1	事業者としての適格性	・公募要領1-5.の応募資格に記載の要件をすべて満たしているか。	
2	財務的基盤	・補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財務的基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。 ・決算書又は決算書に相当する財務的基盤を示す書類において、安定的に事業を実施できるか。	
2.	事業の内容に関する事項		
2 -	- 1. 趣旨理解・目的との整合性		
1	背景理解	・これまで政府として施策が推進されてきた背景や社会課題、関連する産業界の動向を理解できているか。	
2	事業参画に係る意義・目的	・本事業の実施趣旨を理解し、それに見合った適切な提案内容となっているか。	
2 -	2-2.買物困難者等の支援に関する有効性等の仮説および実証計画の妥当性		
1	自動配送ロボットを活用した買物困難者等 の支援に関する有効性等の仮説	・実証事業を実施する地域の特性・地域課題を把握しているか。 ・自動配送ロボットを活用した買物困難者等の支援に関する有効性等の仮説が、具体的に立てられているか。	
2	KGI·KPI設定	・具体的な重要目標達成指標(KGI)が設定されているか。 ・KGIを達成するために必要な取組の整理が行われ、具体的な重要業績評価指標(KPI)が設定されているか。	
3	実証計画の内容	・具体的にどのような内容(期間、地域、使用ロボット、配送物、想定利用者層など)の実証を行うか明確になっているか。 ・KGIおよびKPIを達成するために、適切な実証内容になっているか。 ・仮説を検証するための創意工夫が行われているか。 ・地域住民等の理解の向上および安全性を担保するための具体的な計画が行われているか。	
4	スケジュール	・実施スケジュールが実現可能かつ妥当な内容で設計されているか。	
(5)	実施体制	事業を円滑に遂行するために十分な実施体制が構築されているか。事務局との連携体制が構築されているか。	
6	経費の妥当性	・計上されている経費は適切な内容となっているか。	
2 -	- 3. 実証成果の活用・今後の取組		
1	事業化の可能性	・実証を通じて得たデータやノウハウと、今後到達が予想される技術水準の組み合わせにより、将来の事業化が可能であるか。(民間主体のみでは事業化が困難と見込まれる場合は、どのような行政等の参画が必要とされるか) ・中長期にわたり事業の継続性はあるか。	
2	社会的価値	・今後の利用者ニーズ等を踏まえ、提供しようとしている価値を適切に定義できているか。	
3.	加点項目		
1	賃上げを表明している事業者	・以下いずれかの条件を満たした「従業員への賃金引上に計画の表明書」を事務局に提出している場合は加点。 ①補助事業者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を【大企業:3%・中小企業等: 1.5%】以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ②暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を【大企業:3%・中小企業等:1.5%】以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額とする。」	
		※中小企業等とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。	